

「こども家庭センター」を設置します



子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）を一体化し、妊娠から子育て期にわたって切れ目のない支援をおこなっていくために、4月から「こども家庭センター」を設置します。

令和6年
4月から

こども家庭センターの主な業務

- 母子健康手帳の交付
- 妊婦健診・産婦健診
- 出産・子育て応援給付金・すこやか出産祝い金
- 産後ケア事業・子育てヘルパー事業
- 赤ちゃん訪問・育児相談
- 予防接種・乳幼児健診
- 子ども医療費受給者証交付
- 児童虐待に関する相談
- 母子保護に関する相談
- 里親制度のご案内 など

妊娠・出産・
子育てについて、
お気軽に
ご相談ください



南阿蘇村こども家庭センター（南阿蘇村役場 子育て支援課内）

TEL0967 (67) 2715

月～金曜（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時



村HP
子育て情報ページ

南阿蘇村アピアランスケア（医療用かつら） 支援補助金のお知らせ



村では、がん治療における外見の変化を補完し、がん治療と社会参加などの両立を応援するアピアランスケアとして、医療用ウィッグ（かつら）の購入費用の一部を補助する「交付制度」を設けています。詳しくは、健康推進課保健係へお尋ねください。

補助対象となる人

以下の要件をすべて満たす人が対象となります。

- (1) 購入時点および申請時点で本村に住民登録がある人
- (2) がんと診断され、その治療を受けた人または現に治療を受けている人
- (3) がん治療などに起因する脱毛により医療用ウィッグを購入している人
- (4) 過去に同種の補整具について、購入費補助を受けていない人
- (5) 村税および国民健康保険税を滞納していない世帯の人

補助対象および補助金

補助対象経費……医療用ウィッグ（同時購入した頭皮保護用ネットを含む）の購入費など

補助金の額……補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

※ただし、2万円を上限とし、経費の2分の1または2万円のいずれか低い額が補助額となります。

申請期限

補整具購入日の翌日から1年以内

〈問い合わせ〉健康推進課 保健係 TEL0967 (67) 2704